

安堵町財政健全化計画

令和元年11月

安堵町

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 1. 財政健全化計画策定にあたって | 1 |
| 2. 町の財政状況と今後の見通し | 1 |
| 3. 今後の事業見通し | 7 |
| 4. 財政健全化計画の位置付け及び方針 | 7 |
| 5. 財政健全化の取組みと効果 | 8 |
| 歳入の取組み・受益者負担の適正化 | 8 |
| 歳入の取組み・資産の計画的な処分 | 9 |
| 歳入の取組み・その他 | 9 |
| 歳出の取組み・人件費関係 | 9 |
| 歳出の取組み・事務事業の見直し | 10 |
| 歳出の取組み・公共施設の見直し | 10 |
| 歳出の取組み・補助金の見直し | 11 |
| 6. 今後の財政運営の基本原則について | 13 |
| 規律の確保 | 13 |
| 計画性の確保 | 14 |
| 透明性の確保 | 14 |

1. 財政健全化計画策定にあたって

安堵町では、平成31(2019)年度一般会計予算について、歳出額32億7,000万円に対し、3億4,500万円の財源不足が生じ、財政調整基金等を取り崩すかたちで、何とか予算を調整したところですが。しかしながら、平成30年度決算において、財政調整基金を2億5,000万円取り崩し、現状のまま財政運営を続けると2、3年も経たないうちに基金が底をつき、円滑な町政運営が困難となり、必要な行政サービスの提供ができない状況になってしまいます。

そのようになる前に町の全ての事業から一定の役目を終えた事業の廃止、重複した事業の統合や過剰なサービスの廃止、緊急でない事業の延期・中止など本当に必要な事業を洗い出すとともに、組織のスリム化、事務の効率化を図り、持続して行政サービスを提供できるよう財政健全化計画を策定し、確実に実践していく必要があります。

2. 町の財政状況と今後の見通し

平成18年1月に財政健全化に向けた取り組みが策定されてからこれまでの財政状況についてみると、平成17年度決算の歳出の性質別では、地方債の償還である公債費が最も多く、決算総額の約28%、次いで人件費が多く、決算総額の25%であり、この二つの項目で全体の半分以上を占め、続いて、物件費、安堵中央公園多目的広場等の整備などの普通建設事業により決算総額のほとんどを占めていました。

その後、公債費は繰上償還で一時的に支出額が増えることがあるものの順調に減少し、平成30年度決算では平成17年度公債費決算額の40%の支出額となり、平成30年度決算総額の10%となりました。一方で、人件費については、減少傾向をみせていたものの、平成23年度から増加傾向に転じ、結果、平成30年度人件費決算額が平成17年度より16%増となっており、平成30年度決算総額の26%を占めています。次に物件費が平成17年度決算総額の15%であったものが、増加し、平成30年度決算額が平成17年度の33%増となり、平成30年度決算総額の18%を占めています。なお、この物件費には、嘱託職員・賃金職員の費用が含まれていることから、この分を先ほどの人件費に含めることとなると、金額としては5,000万から1億円程度の増加、1.5%~3%の増加となります。

次に、医療や保育にかかる扶助費です。国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は、実態としては扶助費と考えることができ、高齢化・子ども医療費助成の拡充などにより平成17年度の95%増と倍増しています。

普通建設事業については、中学校給食センターの整備、カルチャーセンターの一部改修、安堵町地域交流館「なでしこ」や安堵町文化観光館「四弁花」の整備により近年は急激に増加し、平成17年度の48%増となっています。

結果、歳出総額は、増加傾向にあり、平成17年度の12%の増、特に人件費、扶助費、物件費などの経常的な支出の増加が顕著となっています。

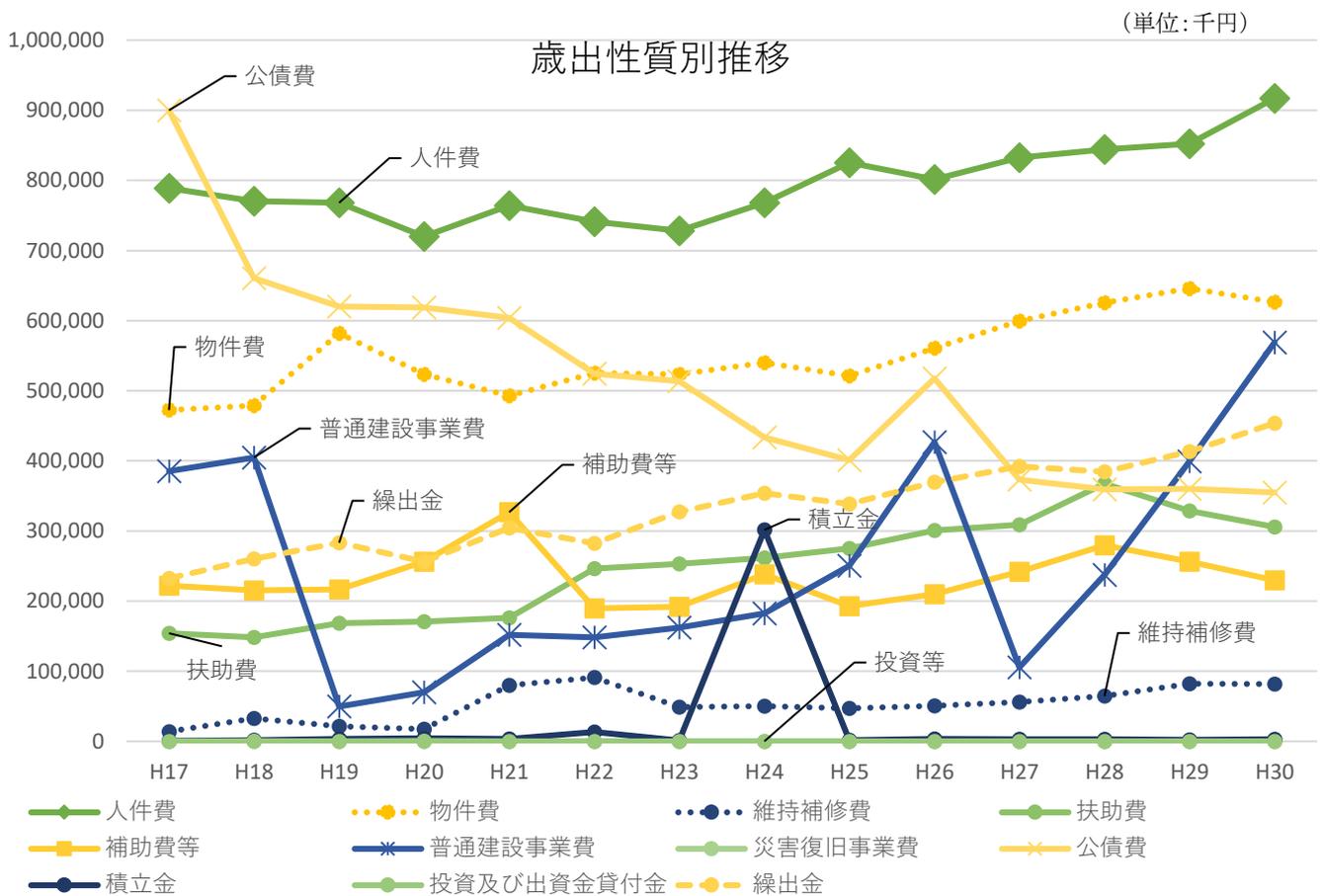


図1 歳出性質別推移

一方、歳入については、地方交付税が通じて歳入総額の4割前後を占めており、歳入科目の中で、最も多く、これまで、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくために2018年度の地方財政計画の水準を下回らないように一般財源総額を確保するということから増加傾向にあります。3年間の限定的な措置のため、それ以後は、減少する可能性があります。さらに2020年国勢調査では人口減少が推測されることから、更なる交付額の減少が見込まれます。

次に町税収入額が平成20年度をピークに減少傾向にあり、平成20年度町税決算額から1億570万円の減少となっており、平成30年度決算総額の19%となっています。町税の内訳として、税額増により軽自動車税が65%、たばこ税が10%増加しているものの、住民税は22%の減、固定資産税は7%の減となっています。

次に繰越金ですが、平成20年度から増加し、平成23年度から平成29年度までほぼ4億円を超えており、全体の1割超となっています。

結果、歳入では、町税収入が減少傾向にあることから、経常的な収入が減少するとともに交付税への依存度がかなり高くなっており、また、繰越金が重要な歳入財源となってしまうことから、当年度の事業の執行結果が、翌年度の財政運営に大きな影響を与える形になっています。加えて、補正予算の主たる財源を繰越金としていることから、補助金等を伴わない事業や一般財源の負担割合が高い事業は更にその影響を増大させ、近年補正案件の増大などから繰越金が、平成28年度の6億6,000万円をピークに減少し、本年度、平成30年度決算では、ほとんど繰り越せない結果となりました。

(単位:千円)

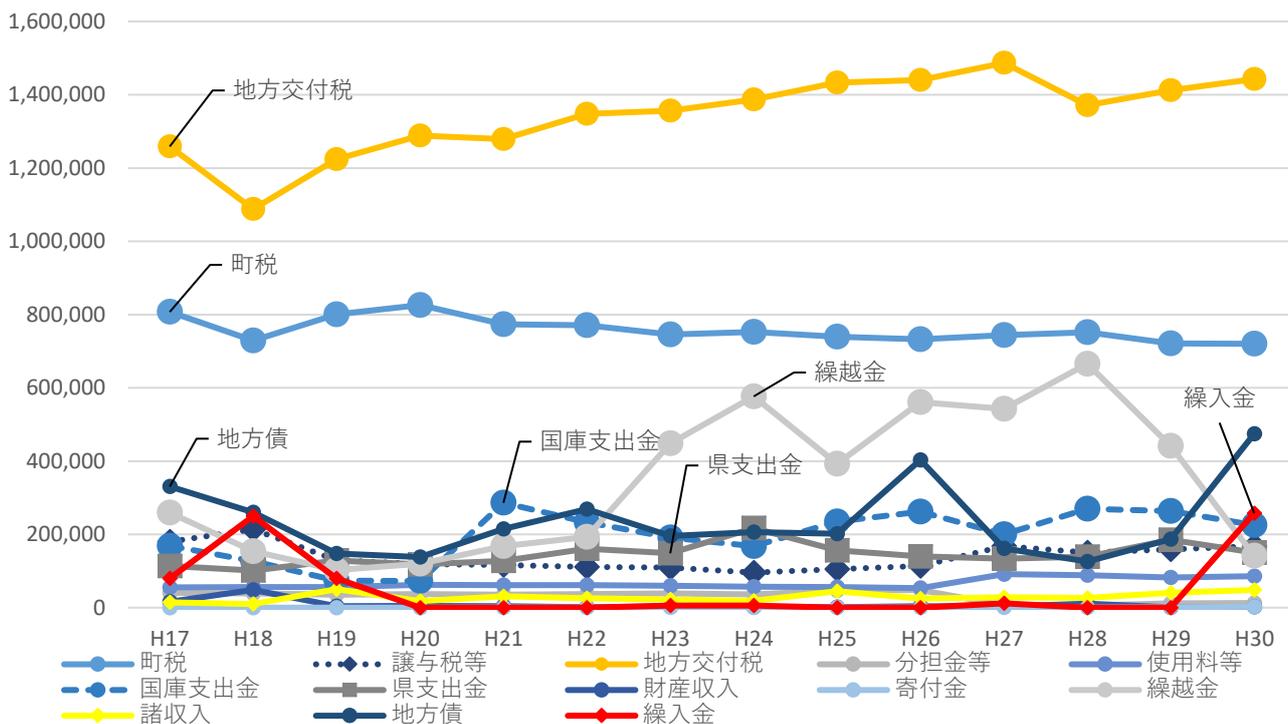


図2 歳入科目別推移

続いて、県内類似団体との比較です。

経常収支比率においては、奈良県そのものが全国よりも経常的に5%程度悪い傾向にある中で、県平均と同程度で推移していましたが、平成27年度より悪化傾向が始まり、平成29年度においては奈良県平均より悪く、県内類似団体で最も悪い状態となっています。

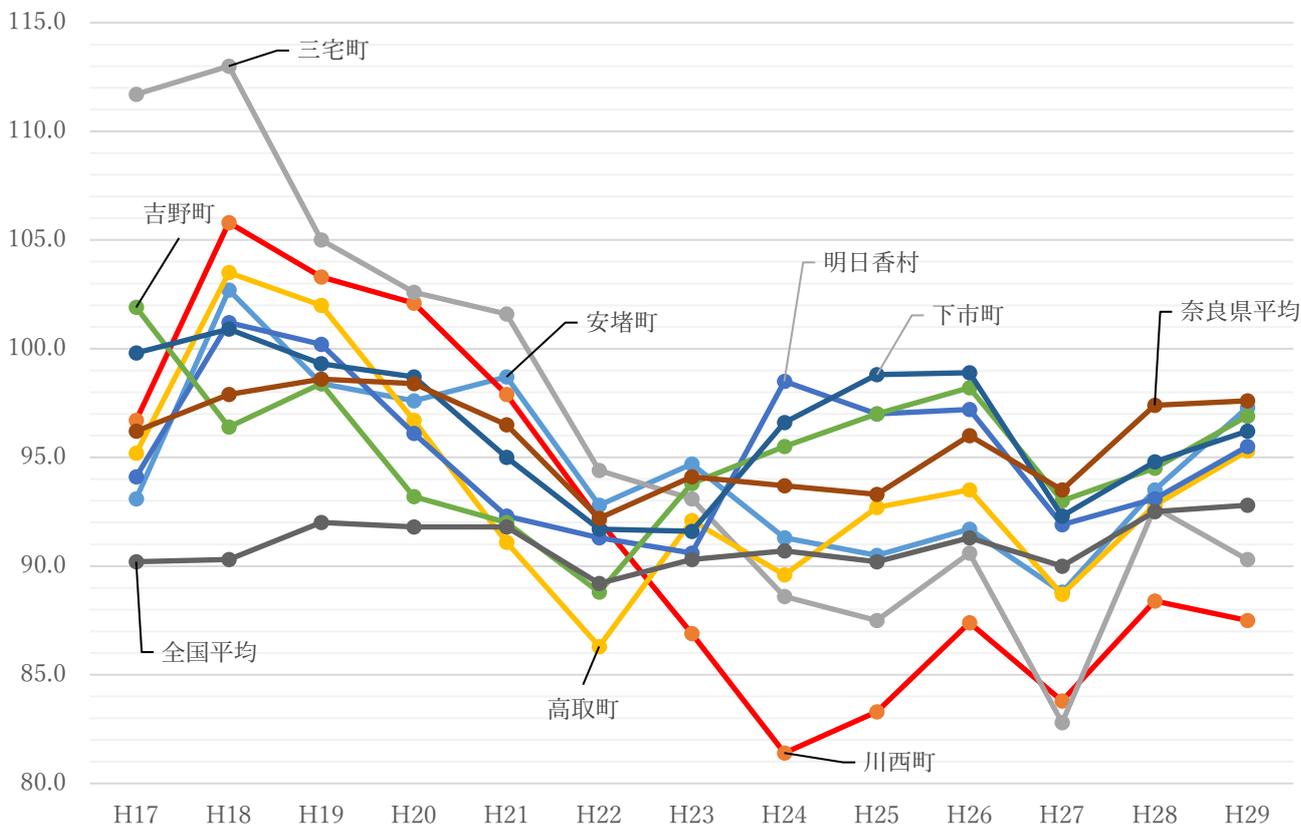


図3 経常収支比率(類似団体比較)

県内類似団体のうち、近い環境にあるA町とB町との科目別歳入と性質別歳出の比較です。B町は、データが平成22年度から平成29年度までとなっています。

歳入については、額の違いはありますが、大型事業による地方債の発行などを除き、同じような傾向となっています。歳入総額がA町よりも約5億円少なくなっていますが、住民税が1億5,000万円、固定資産税が2億5,000万円といった町税が少ないことによるものです。

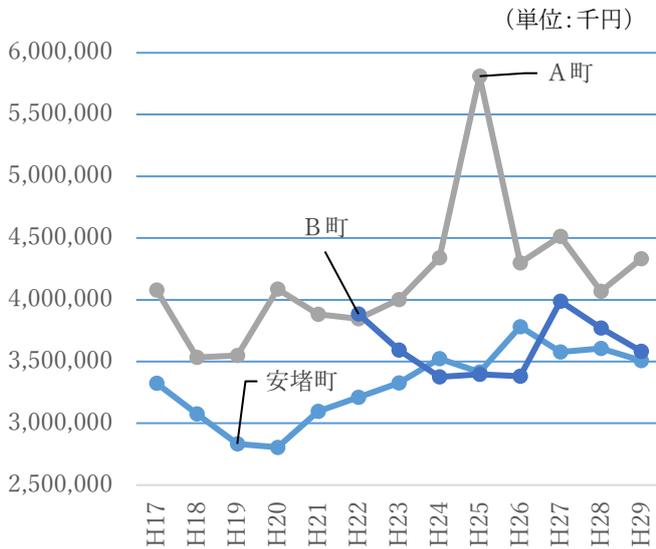


図3-1 歳入総額の推移(類似団体比較)

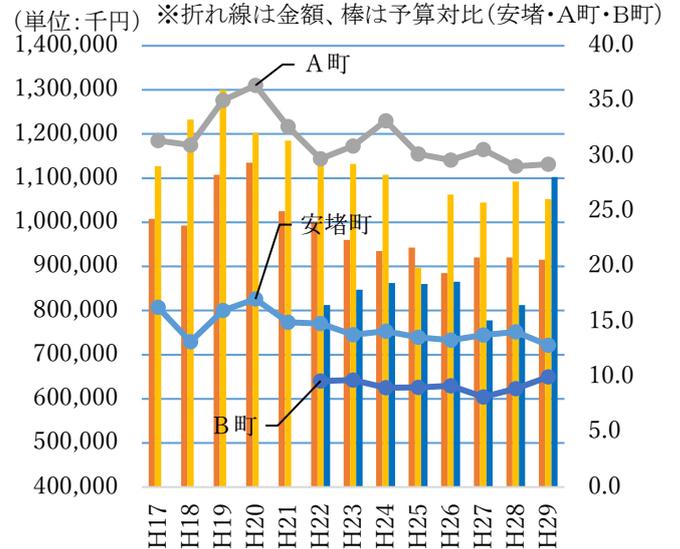


図3-2 町税の推移と総額比(類似団体比較)

歳出の中で、特に人件費について、決算額全体に占める割合がA町よりも本町の方が高く、A町が10数年かけて1億円超減少している一方で、本町は、6,000万円程増加し、平成28年度に金額でもA町より多くなりました。

繰出金について、他2町のうちA町が突発的な変動があるもののほぼ同水準で推移しているなか、本町は継続して増加しています。

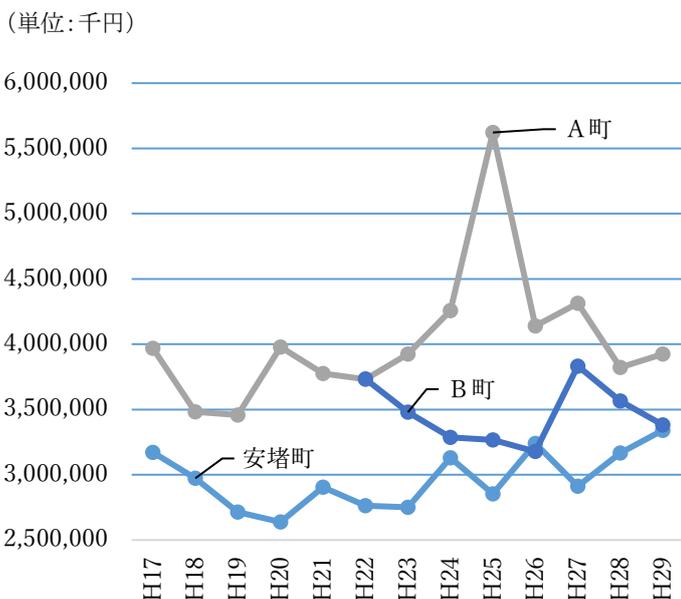


図3-3 歳出総額の推移(類似団体比較)

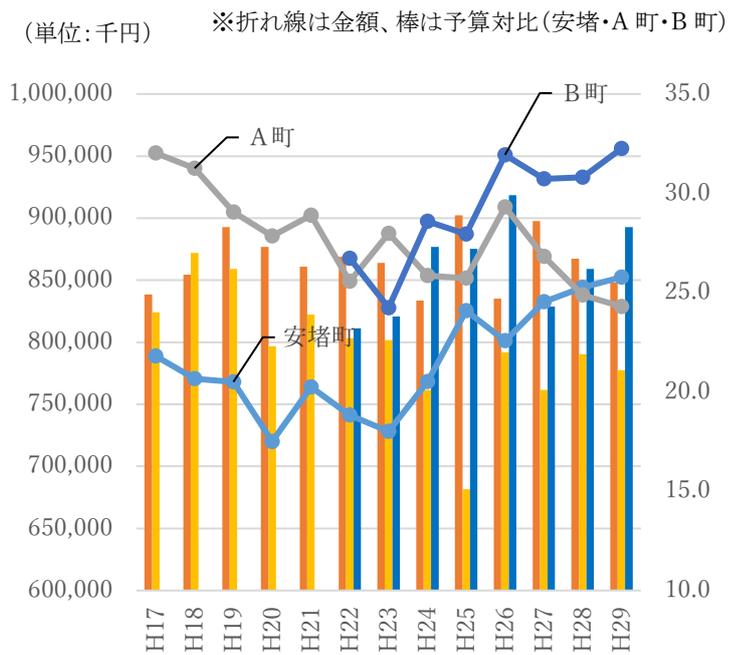


図3-4 人件費の推移と総額比(類似団体比較)

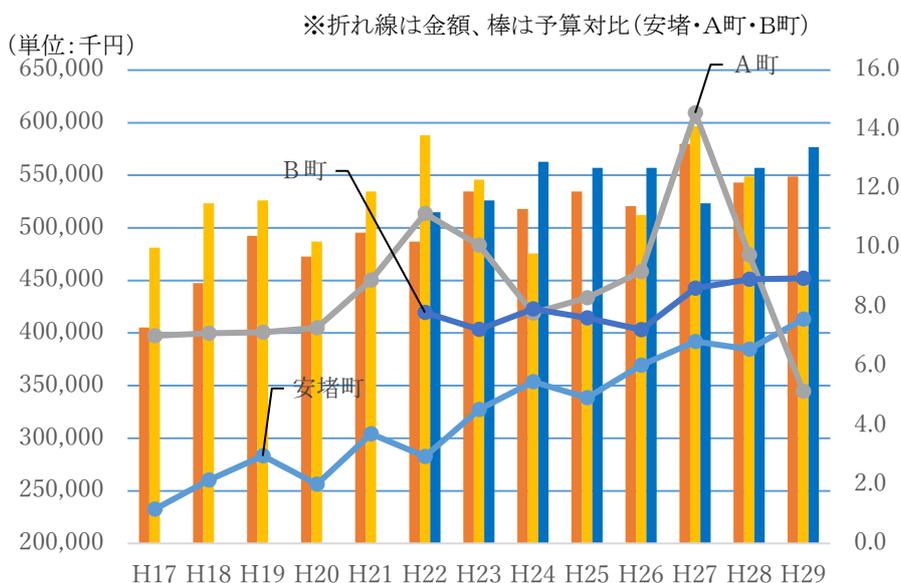


図3-5 繰出金の推移と総額比(類似団体比較)

今後、現状のまま推移すると仮定した財政見込みは次の図のとおりです。

令和元年度予算において3億4,500万円の取り崩しを見込んで予算を計上しています。このままの状態を運営が続けると、令和3年度には基金がなくなる見込みです。この他、中期計画に計上されている事業について、必要性、優先度、効果などあらゆる視点から事業の実施の有無を含めて検討しなければなりません。

(単位:千円)

| 年度 | 歳入 | 歳出 | 歳入歳出差引 | 翌年度へ繰越すべき財源 | 実質収支 | 前年度実質収支 | 単年度収支 | 基金積立等(財調) | 繰上償還額 | 基金取崩額 | 実質単年度収支 |
|--------|-----------|-----------|----------|-------------|-----------|----------|-----------|-----------|-------|---------|-----------|
| | A | B | A-B C | D | C-D E | F | E-F G | H | I | (財調) J | G+H-I-J K |
| 23 | 3,326,360 | 2,749,857 | 576,503 | 23,984 | 552,519 | 436,302 | 116,217 | 423 | 0 | 0 | 116,640 |
| 24 | 3,522,208 | 3,129,762 | 392,446 | 3,708 | 388,738 | 552,519 | △ 163,781 | 300,340 | 0 | 0 | 136,559 |
| 25 | 3,414,895 | 2,853,902 | 560,993 | 70,862 | 490,131 | 388,738 | 101,393 | 342 | 0 | 0 | 101,735 |
| 26 | 3,783,102 | 3,240,516 | 542,586 | 51,813 | 490,773 | 490,131 | 642 | 1,990 | 286 | 0 | 2,918 |
| 27 | 3,577,775 | 2,912,140 | 665,635 | 37,182 | 628,453 | 490,773 | 137,680 | 1,862 | 0 | 0 | 139,542 |
| 28 | 3,607,369 | 3,165,534 | 441,835 | 12,862 | 428,973 | 628,453 | △ 199,480 | 1,565 | 0 | 0 | △ 197,915 |
| 29 | 3,508,064 | 3,341,170 | 166,894 | 17,256 | 149,638 | 428,973 | △ 279,335 | 453 | 0 | 0 | △ 278,882 |
| 30 | 3,757,264 | 3,540,508 | 216,756 | 84,374 | 132,382 | 149,638 | △ 17,256 | 295 | 0 | 250,000 | △ 266,961 |
| 31(見込) | 3,757,264 | 3,540,508 | 216,756 | 20,000 | 196,756 | 132,489 | 64,267 | 400 | | 250,000 | △ 185,333 |
| 32(見込) | 3,757,264 | 3,540,508 | 216,756 | 20,000 | 196,756 | 196,756 | 0 | 400 | | 250,000 | △ 249,600 |
| 33(見込) | 3,731,419 | 3,540,508 | 190,911 | 20,000 | 170,911 | 196,756 | △ 25,845 | 400 | | 224,555 | △ 250,000 |
| 34(見込) | 3,507,264 | 3,540,508 | △ 33,244 | 20,000 | △ 53,244 | 170,911 | △ 224,155 | 0 | | 0 | △ 224,155 |
| 35(見込) | 3,507,264 | 3,593,752 | △ 86,488 | 20,000 | △ 106,488 | △ 53,244 | △ 53,244 | 0 | | 0 | △ 53,244 |

※令和元年度以降は平成30年度決算ベース

図3-6 一般会計の財政収支の推移

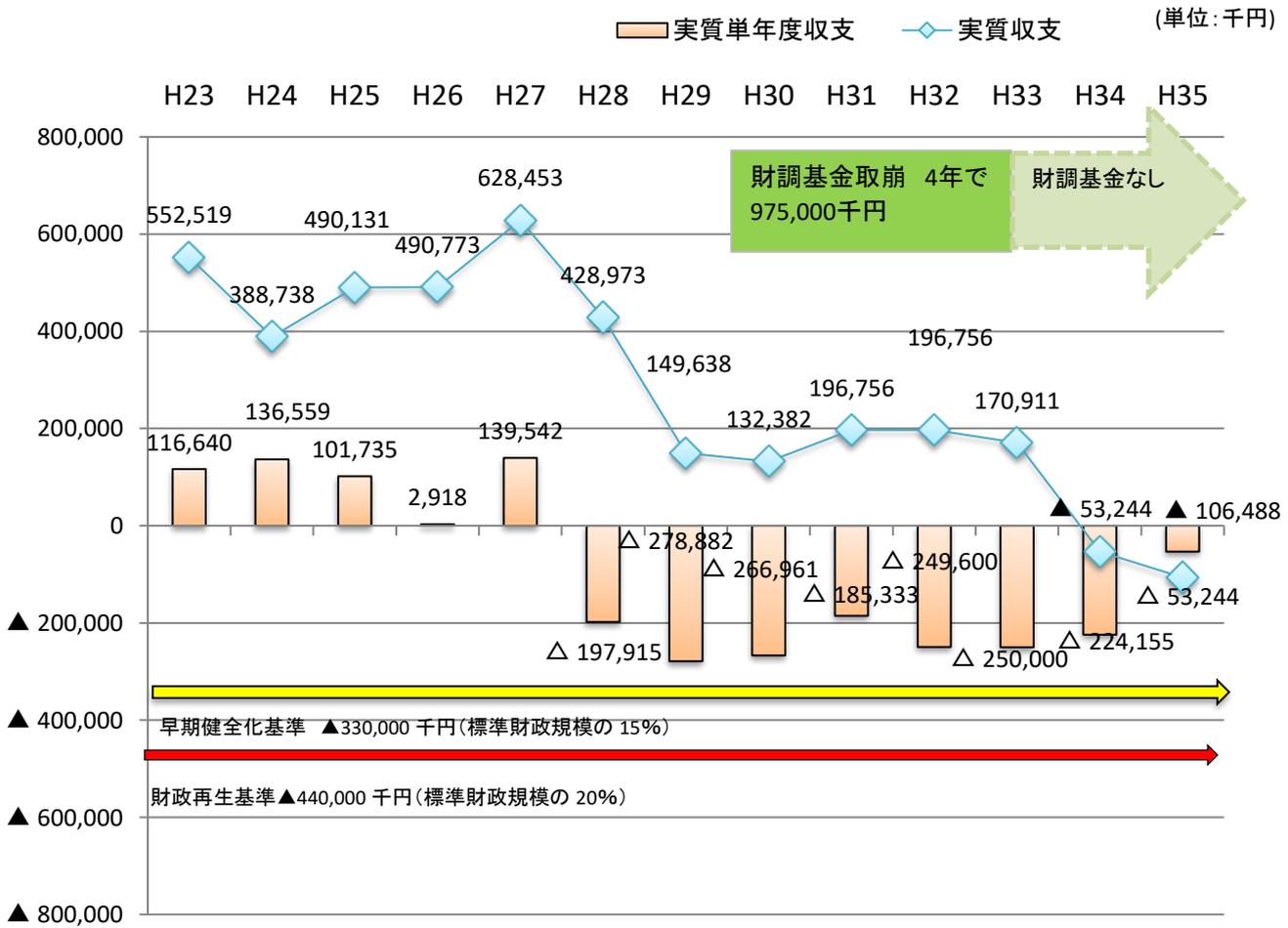


図3-7 実質単年度収支と実質収支の推移

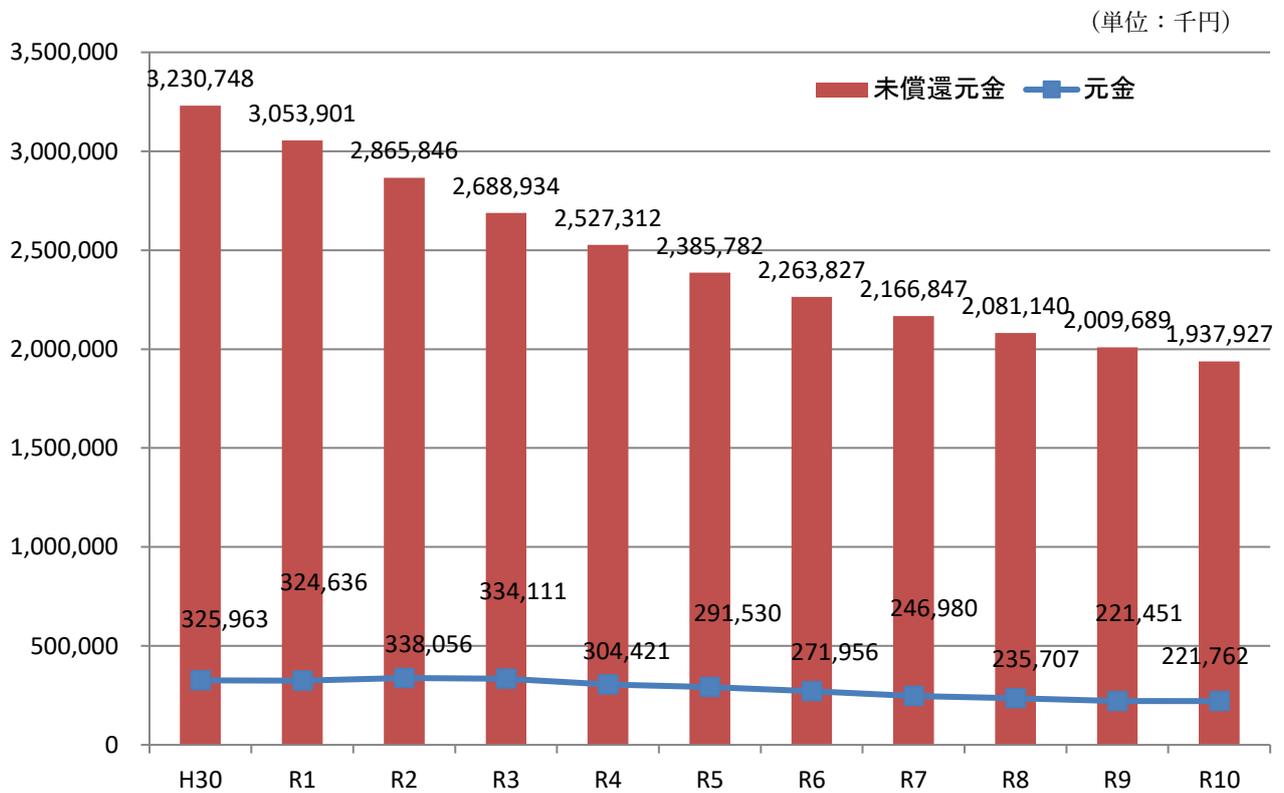


図3-8 地方債の年度別元金返済額と残高の推移

3. 今後の事業見通し

今後は、ごみ処理広域化とそれに伴う中継施設整備事業、大和川流域遊水地事業、水道事業の県統一化、学校給食統合など大きな財政出動が伴う事業について、平成30年度に中期計画として計上されている今後5年以内の大型事業(事業総額(見込)・実施年度)は、次のとおりです。

- ・役場庁舎照明制御システム更新事業(1, 250万円・令和2年度)
- ・学校給食統合事業(金額未定・令和2年度)
- ・第5次総合計画、第2次総合戦略策定事業(900万円・令和2～3年度)
- ・大和川流域遊水地事業(金額未定・令和2～令和5年度)
- ・国民健康保険財政健全化事業(6, 500万円・令和5年度まで)
- ・環境美化センター長寿命化事業(5, 135万円・令和2～3年度)
- ・ごみ処理広域化整備事業(町負担 9億6, 473万円・令和2～5年度)
- ・ごみ処理広域化環境美化センター解体撤去事業(4億2, 900万円・令和3年度)
- ・ごみ処理広域化中継施設整備事業(6億7, 221万円・令和3～5年度)
- ・役場庁舎防災監視盤更新事業(800万円・令和3年度)
- ・役場庁舎非常用放送設備更新事業(800万円・令和3年度)
- ・役場庁舎外壁防水塗装等事業(8, 000万円・令和4年度)
- ・ごみ処理広域運営事業(町負担 年3, 299万円・総額8億2, 475万円
令和6年度～25年間)
- ・カルチャーセンター防水改修工事(8, 067万円・早期)
- ・カルチャーセンター多目的ホール照明設備改修工事(7, 550万円・早期)
- ・カルチャーセンター大規模改造工事(8億円・早期)
- ・福祉保健センター空調設備更新事業(6, 070万円・早期)
- ・福祉保健センター防水改修事業(3, 446万円・早期)
- ・総合センターひびき共同浴場濾過機(1基)更新事業(1, 420万円・早期)
- ・福祉保健センター照明LED更新事業(250万円・時期未定)
- ・中央公園体育館アリーナ照明LED化事業(875万円・時期未定)
- ・中央公園体育館事務所等LED化事業(347万円・時期未定)
- ・水道事業全般(既存管更新など)(6億6, 600万円・時期未定)

合計 48億7, 079万円～

(令和元年10月現在見込)

これらの事業についても、必要性、緊急性、効果などあらゆる方向から事業実施の可否・延期など判断しなければなりません。

4. 財政健全化計画の位置付け及び方針

前述からも分かるように、現状のまま財政運営を続けることは、必要最低限の行政サービスの提供でさえ、危ぶまれるほど非常に困難な財政状況となっています。

住民のみなさんが安心して暮らすために必要な今後5年間の財政運営の指針として、本財政健全化計画を位置付けます。計画に定める財政健全化対策に取り組むとともに、新規事業を進めるにあたっては、目的・必要性・費用(初期費用・ランニングコストなど)・効果・優先度などあらゆる視点から検討し、計画を立案したうえで行うものとしします。

5. 財政健全化の取組みと効果

必要な行政サービスを今後も持続して提供していくために、現在行っている事業を洗い出し、必要なものと不要なものを分け、さらに必要なものの中で緊急性のあるものないものを分けて優先順位をつけるなど、限られた財源の中で、持続して行政運営ができるように事業を見直します。これに併せて、効率よく事務を進めることができるよう組織体制も合わせて見直します。財政健全化を実現するために次のように取り組みます。

なお、各取組みの削減効果の額については、計画期間中の見込額としています

<計画の目標>

近年の単年度赤字を黒字に転換し、次の額を計画期間中の目標額に設定します。

計画期間計 7億3,596万円

<計画の期間>

令和元年度策定から令和5年度末(2024年3月31日)までの約5年間とし、社会情勢に応じ、随時見直しを行う。

<歳入の取組み>

○受益者負担の適正化

・施設使用料の見直し

1,000万円

施設使用料について、使用料検討委員会にて方向性が示され、平成31年度から福祉保健センターの有料化、令和2年度から減免制度の廃止、令和3年度から使用料の10%値上げを予定しています。

施設使用料の方向性が示されましたが、今後、施設の大規模改修等を行う必要があります。大規模改修には多額の費用を要するため、現在の財政状況ではその実施は非常に厳しいものです。廃止等を含めた施設の維持又は修繕費用を考慮した施設使用料の設定などをさらに検討する必要があります。

・ごみ処理の有料化

3,336万円

一般廃棄物の排出抑制と分別による再生利用を推進し、排出量に応じた負担の公平化とごみ減量化を図るため、ごみ収集を有料化し、環境施策の財源に充てます。

ゴミ袋1Lあたり1円 年間排出量2,112t(11,115kℓ)

・各種手数料の見直し 664万円

マイナンバー制度の導入などによりオンライン手続きが増加し、住民票をはじめとする各種証明書の発行件数の減少が見込まれます。しかしながら、システム関連機器の運用経費は減ることがないため、事務手数料を増額することにより適正な維持管理を行います。

・その他 700万円

上記のほか、共同浴場、公営住宅や改良住宅などの使用料や各種講座の受講料や手数料について、受益者負担の適正化を図るため、見直しを行います。

○資産の計画的な処分

・売却可能資産の売却

町有財産のうち、用途の予定がないものについて、可能なものから順次売却を行い、民間による活用を促します。

○その他

・税金等の適正徴収と徴収強化 2,880万円

現在、96.6%(平成30年度)の徴収率を1%上げます。また、各種減免制度を見直し、公平性を図るとともに、期限のある補助制度の確立など、見える化による公正性を高めます。悪質な滞納者に対しては、行政サービスの制限を検討するなど、より公平な負担を図ります。

・定住促進に係る固定資産税減免制度の終了 100万円

平成27年度に5年間の期限付きで行っている定住促進に係る固定資産税の減免制度について、一定の役割を終えたので、予定通り終了します。

・ふるさと納税の推進 96万円

平成30年度にインターネットを通じた寄附の受付を開始したことで大きく増加しました。町内事業者にも多種多様な魅力ある商品を提供してもらい返礼品とするとともに、寄付窓口を増やし、充当先となるまちの発展にとって魅力ある事業の創造をします。

・その他 104万円

町ホームページのバナー広告に加え、新たに町広報誌への広告掲載を実施します。また、まちをPRし、ふるさと納税をさらに活用します。

歳入取組削減効果計画期間計 8,880万円

<歳出の取組み>

○人件費関係

・給与・組織体制見直しによる正職員・再任用職員・臨時職員(嘱託職員・時間雇用職員)の任用等 ▲3億2,048万円

現状の業務を見直し、行政効率の高い組織体制を構築し、必要な人員を配置し、併せて、過剰となる人員を整理します。

・希望退職者の募集 ▲6,000万円

主に55歳以上の勧奨退職対象者を対象に希望退職年1名募集し、人員削減を図ります。

・時間外勤務の削減 ▲2,360万円

年々事業が多岐にわたり事務が増える傾向にある中、本当に必要な事業を洗い出し、不要な事務を減ずるとともに、事務効率を上げることで現在の時間外勤務の50%を削減します。

○事務事業の見直し

・各種行事の見直し ▲1,396万円

年々、イベントが増加し、その目的と効果が不明確になっているとともに、職員の負担も増えています。町としてすべきイベントかどうか、年々参加者が減少しているもの、各種団体に動員をかけて集客しているものなど、イベントの目的・効果・実施主体などあらゆる方向から見直し、イベントの統廃合を行います。

・転入転居補助事業の見直し ▲776万円

制度利用者の9割が制度の期限満了後に町外に転出していることから、本補助事業の効果はかなり低いと考えられるため、本年度(令和元年度)の受付分をもって終了とします。ただし、本事業に代わる新たな制度を引き続き検討し、実施するものとします。

・コミュニティバスの運行見直し ▲400万円

コミュニティバスの運行を必要な時間のみの運行や利用数が少ない便を減便するなど見直すとともに、利便性を向上し、利用者が増加するための取組みを行います。

・観光関連事業の見直し ▲1,464万円

かかし関連事業など観光関連事業を見直します。

・その他事務事業の見直し ▲1,244万円

広告事業の見直し、敬老のお祝い金の廃止、各種扶助制度の見直し、入札制度の見直しなどにより生産性を高め、計画外事業を執行しないなど事務事業を見直します。

○公共施設の見直し

・各種施設の管理業務の見直し ▲1億92万円

町内の各施設は、竣工から30年近く経過し、設備の更新や大規模修繕が必要なものがあります。平成29年度に策定した公共施設総合管理計画に示されているように施設の統廃合を検討実行します。また、各種施設における清掃等の委託業務について、職員で実施するなど見直しを行います。

・道路や町有地の草刈り・修繕 ▲5,696万円

町有地内の草刈りなど専門技能が不要な業務について、職員が作業するなど経費削減を図ります。

・その他公共施設の見直し

公共施設総合管理計画に基づく不要不急の新施設の建設抑制、既存施設の統廃合、賑わい施設整備事業の見直し、指定管理者等施設の外部委託など公共施設の管理運営を見直します。

○補助金の見直し

- ・各種団体運営補助金の凍結と各種協議会等の参加負担金の見直し ▲3,240万円

各種団体の運営について、自立性・自主性を高めるため補助の支出の方法の見直し、団体運営の補助は廃止し、事業に対する事業費補助に転換を図るよう検討します。

また、各種協議会の加入負担金について、参加の要否を検討します。

歳出取組削減効果計画期間計 **6億4,716万円**

これらの取組みを行うことで、計画期間計 7億3,596万円の削減効果を見込みます。

取組みの年次別効果については、次のとおりです。

<年度別削減効果>

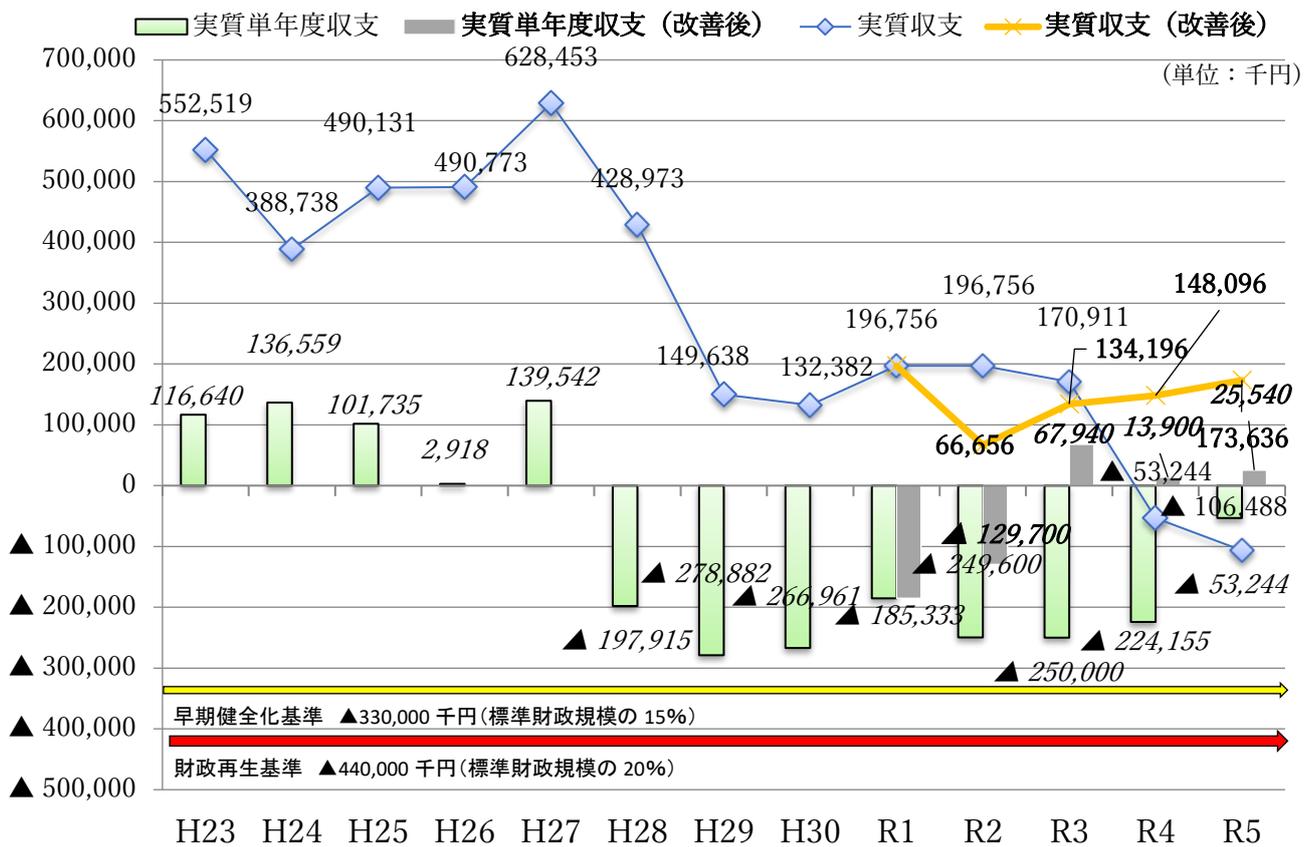
単位：万円

| 歳 出 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | 小計 |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 人件費関係 | | | | | | |
| 給与・組織体制見直しによる正職員・臨時職員の任用等 (専門職のみ任用) | 0 | 7,412 | 7,812 | 8,212 | 8,612 | 32,048 |
| 希望退職者の募集(毎年度1人) | 0 | 600 | 1,200 | 1,800 | 2,400 | 6,000 |
| 時間外勤務の削減(50%減) | 0 | 590 | 590 | 590 | 590 | 2,360 |
| 小 計 | 0 | 8,602 | 9,602 | 10,602 | 11,602 | 40,408 |
| 2 事務事業の見直し | | | | | | |
| 各種行事の見直し | 0 | 106 | 430 | 430 | 430 | 1,396 |
| 転入転居補助事業の見直し | 0 | 194 | 194 | 194 | 194 | 776 |
| コミュニティバスの運行見直し | 0 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 観光関連事業の見直し | 0 | 366 | 366 | 366 | 366 | 1,464 |
| その他の見直し | 0 | 41 | 401 | 401 | 401 | 1,244 |
| 小 計 | 0 | 807 | 1,491 | 1,491 | 1,491 | 5,280 |
| 3 公共施設の見直し | | | | | | |
| 各種施設の管理業務の見直し | 0 | 0 | 2,846 | 2,846 | 4,400 | 10,092 |
| 道路や町有地の草刈り、修繕の管理業務 | 0 | 1,424 | 1,424 | 1,424 | 1,424 | 5,696 |
| 小 計 | 0 | 1,424 | 4,270 | 4,270 | 5,824 | 15,788 |
| 4 補助金の見直し | | | | | | |
| 各種団体運営補助金・各種協議会負担金の凍結 | 0 | 0 | 1,080 | 1,080 | 1,080 | 3,240 |
| 小 計 | 0 | 0 | 1,080 | 1,080 | 1,080 | 3,240 |
| 合 計 | 0 | 10,833 | 16,443 | 17,443 | 19,997 | 64,716 |

<年度別増収効果>

単位：万円

| 歳 入 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | |
|---------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 受益者負担の適正化 | | | | | | |
| 施設使用料の見直し | 0 | 196 | 268 | 268 | 268 | 1,000 |
| ごみ処理の有料化 | 0 | 0 | 1,112 | 1,112 | 1,112 | 3,336 |
| 各種手数料の見直し | 0 | 166 | 166 | 166 | 166 | 664 |
| その他(上記以外の使用料等) | 0 | 0 | 0 | 350 | 350 | 700 |
| 小 計 | 0 | 362 | 1,546 | 1,896 | 1,896 | 5,700 |
| 2 その他 | | | | | | |
| 税金等の適正な徴収と徴収強化 | 0 | 720 | 720 | 720 | 720 | 2,880 |
| 定住促進に係る固定資産税減免制度の終了 | 0 | 25 | 25 | 25 | 25 | 100 |
| ふるさと納税の推進 | 0 | 24 | 24 | 24 | 24 | 96 |
| その他(有料広告等) | 0 | 26 | 26 | 26 | 26 | 104 |
| 小 計 | 0 | 795 | 795 | 795 | 795 | 3,180 |
| 合 計 | 0 | 1,157 | 2,341 | 2,691 | 2,691 | 8,880 |



6. 今後の財政運営の基本原則について

安堵町の財政状況は、先に示した通り非常に厳しい状況であり、また、今後も確実な税収増の見込みもありません。令和元年の国の財政審議会資料などでも示されたように甘い見込みによる財源不足、起債頼みによる将来世代へ負担の先送りなどにならないよう、世代間の公平な負担を基本とし、住民の受益と負担の均衡を図ります。その中で、中長期の事業の見通しを立て、災害等の予測しがたい事態に対応できるよう財政調整基金の安定的な確保など、住民が安心して暮らせる町政が行えるよう財政運営の安定化を図ります。また、財政運営に関する各種情報を提供することで住民の町政への関心を高め、住民が積極的に参画することにより、良いまちづくりに繋がります。

これらを実現するために、財政運営の基本原則を次のように定め、取り組むこととします。

<規律の確保>

①収入の範囲内で予算を組む

- ・現在と将来の住民の負担の公平を図る観点から収入の範囲内で支出すること
- ・予算を伴う新規施策には、明確な財源を裏付け、所要額を賄える安定財源の確保に努め、甘い見込みは厳禁とする。継続事業についても同様とする。
- ・地方債の発行に当たり、実施事業の必要性を精査し、返済に係る負担が将来における健全な財政運営を損なわないよう留意すること
- ・地方債の発行にあたり、将来に渡り返済に係る財源を確保でき、健全化判断比率が早期健全化基準を上回らない見通しであることが明確な場合に限る。
- ・年度を超えた基金の繰替運用を禁止する。

②財政のリスクマネジメント

- ・環境の変化に伴う必要な事業見直し・撤廃などは、先送りせず行うこと
- ・新規事業を実施するときは財政リスクの把握に努め、予算編成過程においてそのリスクを明示することとし、事業開始後は損失の発生予防に努め、損失の発生が確実なときは、その拡大防止のため、事業手法の見直し、事業の中止などの措置を講ずること
- ・町以外の者の債務について、やむを得ない理由がある場合を除き、損失補償の債務を負担しない。やむを得ず債務を負担する場合は、その必要性等を公表すること

③適切な費用負担

- ・権限、責任、受益の度合いを踏まえ、適切な役割分担と費用負担を図ること
- ・施策の立案、見直しにあたっては、行政需要、財政状況、他市町村の実施状況などを勘案すること
- ・公平性の観点から受益者による適正な負担となる使用料、手数料を定める。
- ・民間で担うことができる事業は民間に委ねること
- ・財政的支援において、事業の実施にあたり、事業主体の自主的な努力により自立した運営ができるよう促し、必要最小限のものとする

<計画性の確保>

①中長期の財政状況の試算

- ・予算審議や計画的な財政運営の参考とするため、毎年度、中長期の財政状況を試算すること
- ・予算編成に先立ち、翌年度の収支を試算すること

②財政健全化に係る目標の設定

- ・健全化判断比率について、早期健全化基準未滿に抑制することを明記すること
- ・決算の公表にあたっては、健全化判断比率を算定、公表すること

③計画的な基金の積み立て

- ・公共施設の修繕、建て替えなどの経費に充てるため、基金を創設し、計画的に積み立てること
- ・災害などの緊急かつ必要やむを得ない財政需要に備えるため、決算剰余金の1/2を財政調整基金又は減債基金のいずれかに積み立てること

④情報共有

- ・財政の現状と見通しと目標などについて、庁内で認識を共有すること

<透明性の確保>

①財務書類の積極的な公表

- ・毎年度、一般会計等、特別会計を含んだ全体会計、一部事務組合などを含んだ連結会計に係る財務書類を作成、公表すること
- ・財政状況を1年につき2回公表すること

②意思形成過程の透明化

- ・予算編成にあたり、その過程に関する文書等を保管し、後に確認・分析できるようにすること

安堵町財政健全化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 人口減少、少子高齢化などによる町税その他歳入の減少、公共施設等の維持修繕、扶助費、業務の多様化による人件費の上昇その他歳出が増加し、町財政が逼迫する中、永く住民サービスを継続するために町の財政の健全化及び効率化の検討を行い、それを実施するため、安堵町財政健全化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に定める事項を検討し、対策を立案し、町長に具申し、その実現を図る。

- (1) 町財政の健全化に関すること。
- (2) 事務の効率化及び簡素化に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、財政健全化に必要な事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次の各号の職員を委員とする。

- (1) 副町長
- (2) 部長級の職員
- (3) 総合政策課長
- (4) 税務課長
- (5) 前各号に定めるもののほか次条で定める委員長が指名した者

2 前項各号の職員が不在のときは、その職務代理の者が代理する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要と認めるときは、前条第1項に定める職員のほか、臨時に職員を委員会に出席させることができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、関係課から必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

安堵町財政健全化検討委員会

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|---------|-----|-------|
| 副町長 | | 堀口 善友 |
| 総務部長 | | 吉村 良昭 |
| 民生部長 | | 石橋 史生 |
| 事業部長 | | 堀川 雅央 |
| 教育次長 | | 吉田 一弘 |
| 総合政策課 | 課長 | 富井 文枝 |
| 税務課 | 課長 | 吉田 彰宏 |
| 人権同和対策課 | 主任 | 長岡 康 |

事務局(総合政策課)

| 職 名 | 氏 名 |
|------|-------|
| 課長補佐 | 川畑 勝幸 |
| 係長 | 佐藤 健太 |

令和元年10月末日現在